平成 23 年4月1日

幌延町生涯学習センターが開館予定です！

併せて問寒別公民館が問寒別生涯学習センターに変わります！

建設中の幌延町生涯学習センターは、4月1日にオープンの予定です。

生涯学習センターの設置に伴い、これまでの幌延町公民館条例が廃止され、新たに幌延町生涯学習センター条例を制定しました。これにより、問寒別公民館についても、4月1日から名称を問寒別生涯学習センターと改め、使用料なども改正します。

また、図書室については、4月よりこれまでの幌延町農村環境改善センターから幌延町生涯学習センター内に移設されます。

今月号では、まもなくオープンする生涯学習センターの利用規則、使用料などをお知らせします。

開館時間

幌延町生涯学習センター
平日：9時～21時
土・日・祝日：9時～21時

図書室
平日：9時～20時
土・日・祝日：9時～17時

問寒別生涯学習センター
平日：9時～22時
土・日・祝日：9時～17時

図書室
平日：9時～22時
土・日・祝日：9時～17時

※休館日は幌延・問寒別ともに12月30日～1月6日

使用料等

使用料金
別表1を参照ください。

限度額の設定
定期的に使用する社会教育団体には、限度額を設けました。別表2を参照ください。なお、期間は登録する日の年度1年間です。月の使用回数には、学校特別教室及び総合体育館会議室・柔剣道室等も含みます。

減免規定

◇免除

国及び他の地方公共団体が主催、又は共催して使用する場合
国及び北海道並びにその出先機関

町並びに所属機関が主催、又は共催して使用する場合
幌延町、幌延町議会、幌延町教育委員会、幌延町農業委員会、町が職務の一環として事務局を行っている団体　等

公立学校及び教育関係団体がその目的達成のために使用する場合
小中学校、高等学校、大学及びその付属機関（校長会、教頭会、教育研究所、PTA会、中体連、教育研究会、周年事業協賛会　等）

青少年の健全育成を目的として使用する場合
子ども会育成連絡協議会、スポーツ少年団、青少年健全育成協議会、放課後児童クラブ運営委員会、ワラベンチャー問寒別クラブ　等

町内福祉団体が使用する場合
社会福祉協議会及びその付属団体　等

町内会が使用する場合
町内会、連合町内会、町内会子ども会、町内会女性部、町内会女性部連絡協議会　等